

■令和2年度 予定価格100万円以上の随意契約（営繕関係）

物品等又は役務の名称および数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
北棟多目的トイレ扉の自動ドア化	事務部管財課 松山市文京町1番地	令和2年9月1日	大成建設株式会社四国支店	2,530,000円	当該業者は、当院の新病院建設工事の業者であり、今回改修工事を行う多目的トイレを施工した業者であることから、施工手順及び意匠などの観点からも内情に精通した業者が最適であると判断されることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条3項）	
新病院建設に伴う地歴調査及び土壌汚染状況調査の業務委託契約	事務部管財課 松山市文京町1番地	令和2年11月30日	株式会社日建設計シビル	12,430,000円	当該業者は、予てより新病院建設に伴う土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査を実施しており、今回、最終調査となることから、これまでの調査内容を把握している当該業者に調査を委託することが適切かつ迅速に実施できると判断され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条3項）	
新病院施設管理業務委託契約	事務部管財課 松山市文京町1番地	令和3年3月12日	日本空調サービス株式会社	440,653,400円	当該業者は全国の工場や病院で施設設備管理業務を専門に行っている業者であり、当院が求める、①24時間365日稼働する最新高度な特殊設備を安全かつ適切に運営できる②原則全ての設備を一括して総合的な管理できる十分な能力を有しているとの条件に十分に合致していること、また、現在施設設備管理業務を委託している業者より上記①の条件に対応できないため辞退したいとの申し出があったことから、当該業者と契約することが最適であると判断されることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条3項）	

■令和2年度 予定価格100万円以上の随意契約（用度関係）

物品等又は役務の名称および数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
ICUモニタリングシステム各種の接続工事及び設置にかかる備品の整備	事務部管財課 松山市文京町1番地	令和3年3月10日	株式会社エヒメ医療器	6,612,881円	当該業者は、当該モニタリングシステム本体機器の納入業者であり、本体機器導入に伴う工事についても、当該業者に依頼することが最適であると判断されることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条第4項及び同規則施行細則第35条（11）の規定）	
HCUモニタリングシステム各種の接続工事及び設置にかかる備品の整備	事務部管財課 松山市文京町1番地	令和3年3月10日	株式会社エヒメ医療器	2,125,750円	当該業者は、当該モニタリングシステム本体機器の納入業者であり、本体機器導入に伴う工事についても、当該業者に依頼することが最適であると判断されることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条第4項及び同規則施行細則第35条（11）の規定）	
病棟生体情報モニタアンテナの工事	事務部管財課 松山市文京町1番地	令和3年3月10日	株式会社エヒメ医療器	20,261,670円	当該業者は、当該工事を必要とする生体情報モニタ本体機器の納入業者であり、本体機器導入に伴う工事についても、当該業者に依頼することが最適であると判断されることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条第4項及び同規則施行細則第35条（11）の規定）	